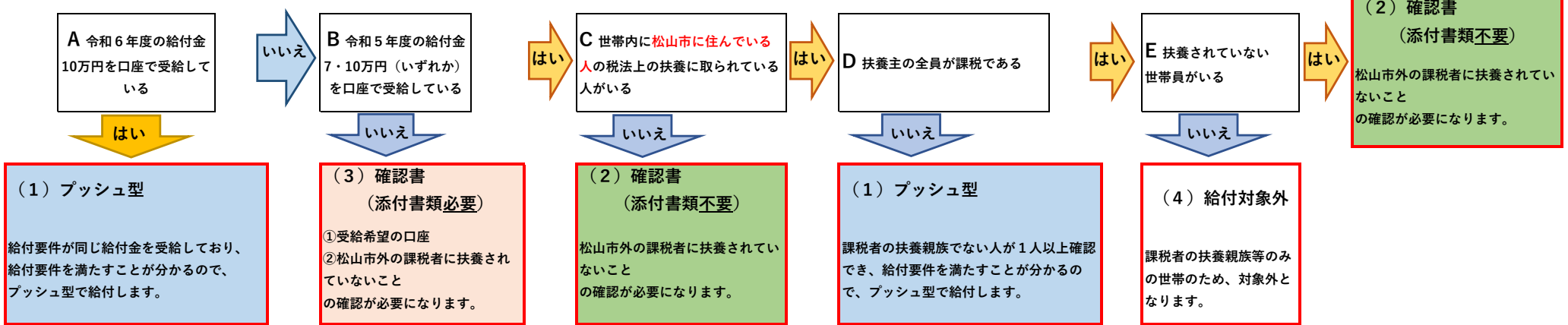


複数世帯用

前提条件

令和6年12月13日時点で松山市に住民票があり、令和6年度住民税が非課税である



上記フロー図での確認例

【例①】令和6年度の給付金10万円を世帯員の口座で受給している場合				
A→はい				結果→(1) プッシュ型
【例②】令和5年度の給付金7、10万円を母の口座で受給しており、父(非課税者)、母(父の扶養)、子(扶養者情報なし)の3人世帯の場合				
A→いいえ	B→はい	C→はい	D→いいえ	結果→(1) プッシュ型
【例③】令和5年度の給付金7、10万円を子の口座で受給しており、父(非課税者)、母(扶養者情報なし)、子(扶養者情報なし)の3人世帯の場合				
A→いいえ	B→はい	C→いいえ	結果→(2) 確認書(添付書類不要)	
【例④】令和5年度、令和6年度の給付金どちらも受給しておらず、父(非課税者)、母(父の扶養)、子(扶養者情報なし)の3人世帯の場合				
A→いいえ	B→いいえ	結果→(3) 確認書(添付書類必要)		

※上記フロー図は手続方法の確認例を簡略化したものであり、世帯の状況によっては当てはまらない場合があります。

どれに当たるかわからない場合は令和7年2月以降に給付金専用コールセンター(089-997-7160)までお問い合わせください。